

# 仏壇公正取引準備委員会ニュース vol.2

仏壇公正取引準備委員会発行

東京都中央区銀座 7-14-3 松慶ビル (全宗協事務局内) TEL 03 (3546) 8550

## 大阪会場での説明会には百八十名 名古屋会場での説明会には二百八名が参加

9月9日、経済産業省本館講堂において開催された公正競争規約と公正取引協議会に関する第一回説明会には二百二十名が参加しましたが、11月24日には大阪会場(近畿経済産業局・大阪合同庁舎第一別館二階大会議室)、11月25日には名古屋会場(中部経済産業局大会議室)での説明

明会が開催されました。大阪会場には百八十名が参加し満席となり、名古屋会場は会場収容人数を遙かに超える二百名の参加が予想されたため、急遽第一回と第二回とに説明会を分けての開催となり、業界の注目度の高さが伝わる説明会となりました。大阪会場の説明会では近畿

経済産業局水塚誠一局長の挨拶に続いて全宗協小堀賢一理事長、全仏連若林卯兵衛会長、佐倉弘会長が挨拶を行いました。名古屋会場では中部経済産業局産業部大関正道部長の挨拶の後、全宗協小堀賢一理事長、全仏連若林卯兵衛会長、



11月25日 近畿経済産業局で開催された説明会



11月25日 中部経済産業局で開催された説明会  
会場が参会者を収容できないため2回に分けて説明会を開催

名古屋仏壇商工協同組合稲葉洋一理事長(第一回説明会)、東海優良仏壇振興会山田宗宏理事長(第一回説明会)、三重県仏壇商工協同組合林恒男代表(第二回説明会)が挨拶を行いました。

後、経済産業省吉田雅彦参事官が公正取引協議会と公正競争規約に関する説明を行いました。 ※十二月九日開催の広島会場には六十七名、十二月十日開催の福岡会場には百十四名が参加しました。

## 経済産業省が全面的に支援 各地域組合・団体も全面協力

大阪会場で近畿経済産業局水塚誠一局長が、名古屋会場では中部経済産業局の大関正道部長がそれぞれ「業界の皆さんが積極的に業界自主ルール作りに取り組まれるとお聞きし、経済産業省としても最大限のご支援を申し上げます」と経済産業省が全面的な支援を行っていることをアピール。

全仏連若林会長は「全仏連は国に対して約束したルールによって仏壇を作ってきたが、一方、どこで作られたのかよく分からないような製品が定価の半額であるとか、二割であるとか、そうしたことに對して悩んできた産地でもあります。人の不幸に立った幸せは許さないと、松下副大臣のお言葉を大切にしたい」と挨拶しました。

全宗協小堀理事長は「仏壇はパツとみたところ同じような製品でありながら、価格帯にはかなりの差があり、三十万円で売られている仏壇が文言だけで二百万円、三百万円になりますが、表示

また各地域組合・団体の長として挨拶を行った各氏も全面的な協力を表明しました。

## 経済産業省吉田雅彦参事官の説明 具体的な産地表示・品質表示案も提示される

経済産業省吉田参事官による公正取引協議会・公正競争規約に関しての説明では、東京会場での質疑などを踏まえ、業界事情を反映したさらに具体的な内容の説明となり、具体的な表示案も金仏壇・唐木仏壇の両方で提示され、国産・外国産の線引きについては全宗協が策定している線引きを踏襲することが説明されました。

また、紫檀や黒檀などの素材内容に関しての表示は、これから業界で取り決める必要があることが説明されました。

吉田参事官の説明の要点は以下の通り。  
▼消費者庁に寄せられた仏壇固有のクレームとしては、材質が説明されたものとは違っていた、国産と聞いていたけど実はそうではなかったという内容のものが、国産と海外産の線引きが不明確なた

め、お客様が「国産と聞いたけど海外産だった」と訴えても、「産地の定義は色々あります。私は国産だと思っっています」という水掛け論になります。品質表示は義務ではないので、表示せずその場で説明しても構わない。そうすると証拠もなく、お客様との間では「言った言わない」ということになる。国産・海外産という線引きを決め、品質表示もその内容を決めて表示するとクレームがあつた場合にも「ちゃんとご説明申し上げておりますよ」と言える。裁判所や公取に訴える場合も業界ルールが明確であれば役所は判断がしやすい。

▼虚偽・誇大な表示・広告が多いが、これを放置しておくとも業界のモラルが低下する。具体的には価格競争がエスカレートし産地や材質などを偽って販売すること、低価格製品が高級品として販売されることなどがあり、その結果業界全体が信頼されず、消費者の仏壇離れを招く。公正競争規約が策定され、表示事項や表示方法が統一されれば、正しい商品情報が提供されることになり、消費者の信頼が高まる。

▼公正取引協議会に加盟した仏壇業者は、消費者にとって信頼できる店であることをアピールでき、加盟せず法令やルールを守らない業者は消費者から不正な業者であると判断されやすくなる。

格製品が高級品として販売されることなどがあり、その結果業界全体が信頼されず、消費者の仏壇離れを招く。公正競争規約が策定され、表示事項や表示方法が統一されれば、正しい商品情報が提供されることになり、消費者の信頼が高まる。

▼公正取引協議会に加盟した仏壇業者は、消費者にとって信頼できる店であることをアピールでき、加盟せず法令やルールを守らない業者は消費者から不正な業者であると判断されやすくなる。

▼公正取引協議会に参加する仏壇店が公正競争規約に違反した場合には、ペナルティーが科せられる。悪質な場合には退会して頂くということになる。参加しない業者についても、業界の標準ルールがはつきりとするので対応がしやすくなる。

造、輸入する業者が産地、材質など規約に基づいた表示を仏壇本体に行う。規約を遵守しない場合には、警告などで是正を求める。

▼公正取引協議会の会員は、公正競争規約に基づいた表示がなされた仏壇本体を販売する。販売店が店頭や広告などに表示する場合には規約に基づく表示をする。

▼公正競争規約施行後は表示のない状態で販売することは規約に違反することになるので、移行期間（1年とする例が多い）の間に対応して、移行期間後には表示を行う。

▼製造工程のうち一部工程が日本以外で施工されたものであつても、組立・仕上げは日本で施工されたものを「国内組立製品」「ノックダウン製品」という表示を認める案になっている。

▼公正取引協議会の設立に必要な「仏壇公正取引準備委員会」の仏壇本体売上が市場全体の販売を占める」という認可条件はすでに達成しつつある。

### 平成23年1月開催仙台での説明会に向けて 説明会では産地表示・品質表示など 具体的な表示方法案などが説明されます

■仏壇取扱業者であればご出席いただけます

公正取引協議会と公正競争規約に関する説明会は、仏壇取扱業者であればご出席いただけます。平成23年1月17日に東北経済産業局で開催される説明会となりますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。

■説明会では個別質疑コーナーもあります

各会場の説明会では、経済産業省の吉田雅彦参事官の説明の後、個別対応の質疑コーナーも設けられ皆様の疑問に答えていますので、お気軽にご参加下さい。

■12月初旬ですでに700社の方が登録されています

仏壇公正取引準備委員会は仏壇店であればご自身でも登録して頂くことができます。登録者は12月初旬で700社を超え、多くの方々の賛同を頂いています（登録は同封の申込書にお書き込みの上、FAXでお送り頂くと申込受付完了となります）。なお、準備委員会の会費は無料です。

■今後のスケジュール 平成23年3月に発起人会

仙台での説明会を最後として平成23年3月には発起人会が発足し、その後に公正競争規約案の制定に取り組み、認定申請を消費者庁に行います。